

## Q&A (平成 19 年 4 月 27 日版 入院基本料算定に関するもの)

Q. 実働時間数に含んでも差し支えないとされた安全管理の体制確保のための職員研修について、新人看護職員の研修や院外研修を、看護時間数に計上することは可能か。

A. 実働時間として看護時間数に計上できる安全管理の体制確保のための研修とは、安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年 2 回程度、病院の全職員を対象として実施される研修を指すため、看護部門独自の医療安全研修及び新人看護職員の研修、院外研修については、看護時間数に計上することはできない。